

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての会社対応方針

2021 年度 第 1 報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、2020 年度第 10 報において、東京オリンピックおよびパラリンピックの開催による人流の増加が予測される中で、社員の安全・安心を第一に考慮したうえで、東京支社勤務者（所在：東京都中野区）に限定していました。

しかし、現在の新型コロナウイルスの感染に関わる第 5 波の状況から、国の自治体向けの施策【「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」発出】に鑑み、改めて社として決定しました。

なお、業務対応のため、就業態様について変更を必要とするときは、所属長の同意を得て対応してください。

記

1. 国の施策

期 間	発 出 状 況	地 域
8 月 02 日～8 月 31 日	緊急事態宣言	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・大阪府・沖縄県
	まん延防止等重点措置	北海道・石川県・京都府・兵庫県・福岡県

2. 就業管理

① 対 象 期 間	8 月 03 日(火) ～ 9 月 10 日(金) (期間末の 9 月 10 日はパラリンピック終了からの人流を考慮した。)			
② 対 象 者	国が発出した地域に「勤務または居住」する全社員 〈注〉 a. 「勤務または居住」は、「緊急事態宣言」の指定を優先とする。 b. 施工管理業務に携わっている社員は、発注者の指示に従うこと。			
③ 就 業 態 様	勤務地区分	出勤	在宅	(例) 1 週 5 日につき
	東京支社・大阪支社	20%	80%	出勤 1 日：在宅 4 日
	福岡本社	60%	40%	出勤 3 日：在宅 2 日
	そのほかの事業所	「テレワーク制度に関する規程」を活用すること。		
④ 出勤時の就業時間	「時差出勤制度に関する規程」を活用すること。			

3. 業務上の対応

- ①業務遂行にあたっては、発注者および当社技術部門・営業部門と十分に協議して対応すること。
- ②業務遂行に伴う移動手段としてやむを得ず公共交通機関を利用する場合は、密の状態を回避して感染症対策を十分に行い対応にあたること。
- ③社内外の打合せは「電話」「メール」「Web 会議」等を基本とし、「対面での打合せ」は避けること。

4. 新型コロナウイルス感染症に関わる対応および予防措置

4 月 8 日付で発行した「DF 新型コロナウイルス感染予防対策 ガイドライン (第 3 版)」に則った私生活・職場生活を励行してください。

令和 3 年 8 月 2 日

第一復建株式会社

代表取締役社長 藤山 勤